

特定医療費（指定難病）支給認定申請手続きのご案内

令和4年7月版

必ず、この案内を最後までお読みいただいた上でご提出をお願いいたします。
 不足書類がある場合は手続きは完了せず、受給者証が交付できませんのでご了承ください。
 提出は、お住まいの地域を管轄する保健所（7ページ参照）までお願いします。

制度の対象となる方

三重県に住民票を有し、指定難病に罹患されている方（厚生労働大臣が定める診断基準を満たす方）のうち、次のいずれかを満たしている方

(ア) 厚生労働大臣が定める重症度分類基準を満たす方

(イ) 指定難病における治療において、申請のあった月以前の12か月以内に医療費総額が33,330円を超える月数が既に3か月以上ある方（軽症者特例該当）。

※上記に該当するかどうかは、主治医にご相談ください。



重要

審査の結果、認定された場合は、申請書類一式を保健所が受理した日から医療費助成の有効期間が始まります。初診日や診断確定日に遡って適用することはできませんので、ご注意ください。

必要書類チェック表 (1, 2ページ)

全員共通で必要となる書類

<input type="checkbox"/> (1)	特定医療費（指定難病）支給認定申請書 ・記入例を参照の上、ご記入ください（必ず裏面もご記入ください）。
<input type="checkbox"/> (2)	臨床調査個人票【新規用】（難病指定医の記載から3か月以内のもの） ・「 <u>難病指定医</u> 」が記載したものを提出してください。
<input type="checkbox"/> (3)	世帯全員の住民票（続柄入り・発行から3か月以内のもの） ・申請時における住民登録の内容及び続柄が記載されているもの（発行から3か月以内）。
<input type="checkbox"/> (4)	同意書 ・高額療養費の所得区分の確認を保険者へ行うために必要となります。
<input type="checkbox"/> (5)	公的医療保険の被保険者証（保険証）のコピー ・マイナンバーカードによる保険証では手続きできませんので、必ず保険証のコピーをご提出ください。
<input type="checkbox"/> (6)	令和4年度市町村民税所得課税証明書等 ・加入されている保険種別により提出いただく対象者が異なります。下表でご確認ください。 ・ <u>対象者全員の個人番号を提出した場合は(6)所得課税証明書等の省略が可能です。</u> （2ページ(7)参照） ・被用者保険の被保険者で非課税の方、国民健康保険組合の方、市町村民税未申告により課税状況が確認できない方は、省略できません。 ・源泉徴収票、確定申告書では受付できません。

保険種別	書類を提出していただく対象者	
	(5) 被保険者証（保険証）	(6) 所得課税証明書等
①国民健康保険（退職国保含む）	同じ国保の加入者全員分	同じ国保の加入者全員分
②国民健康保険組合 （医師、建設、土木など）	同じ国保組合の加入者全員分	同じ国保組合の加入者全員分 ※省略不可
③後期高齢者医療制度	住民票上の世帯で、後期高齢の加入者全員分	住民票上の世帯で、後期高齢の加入者全員分
④被用者保険 （全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合、船員保険など）	A.患者が被保険者本人	患者本人の分のみ ※非課税の場合省略不可
	B.患者以外が被保険者	患者本人及び被保険者の分 被保険者の分 <small>（被保険者が非課税の場合は、被保険者及び患者本人の分）</small>

裏面に続く

□(7)	個人番号（マイナンバー）関係書類 <ul style="list-style-type: none"> 個人番号の記載誤りや取得漏れなどで、後日、連絡する場合があります。 個人番号の提出が必要な方は1ページ表「書類を提出していただく対象者：(5)被保険者証（保険証）」と同様です（被用者保険で患者本人以外が被保険者の場合は、被保険者分の個人番号も必要です）。 個人番号の提供を任意代理人（夫婦間にも適用があります）が行う場合は、委任状が必要です。 5ページのチェックリストに沿って必要な書類をそろえ、申請の手続きを行ってください。
<p>該当する方のみ必要となる書類</p>	
□(8)	世帯内の方の特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証 <ul style="list-style-type: none"> 世帯内（患者と同じ医療保険に加入している方）に、他に特定医療費もしくは小児慢性特定疾病医療費の受給者がいる方、または患者本人が小児慢性特定疾病医療受給者の方（同じ疾病名で受給している場合を除く）は、その証明書類として、該当の受給者証をお持ちください（郵送の場合はコピーを提出してください）。自己負担上限額（月額）が世帯按分により減額されます。
□(9)	生活保護受給証明書等 <ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給している方は、その証明として、次のいずれかの書類を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ア 生計を一にする全員が記載された生活保護受給証明書 イ 生活保護受給者証のコピー <p>※有効期間の終期が未記入又は申請日以降であるものを提出してください。 ※(6)令和4年度市町村民税所得課税証明書等の提出は不要です(被用者保険加入者を除く)。</p>
□(10)	医療費申告書及び領収証のコピー <ul style="list-style-type: none"> 特定医療費の支給認定には、厚生労働省の定める①診断基準、②重症度基準の両方を満たす必要がありますが、症状の程度の基準（②重症度基準）を満たさない場合があります。この場合、重症度基準は軽症該当であっても「①診断基準」を満たし、かつ申請日が属する月を含む過去12か月以内に、指定難病に係る医療費総額が33,330円を超える月が3月以上ある方は、支給認定の対象となりますので、必要書類と合わせて提出してください。

■全員共通で必要となる書類について

(1)特定医療費(指定難病)支給認定申請書

- 記入例を参照の上、ご記入ください（必ず裏面もご記入ください）。

(2)臨床調査個人票【新規用】（「難病指定医」の記載から3か月以内のもの）

- 都道府県等が指定した「**難病指定医**」以外は「**臨床調査個人票**」を記載できません。指定状況を主治医にご確認いただくか、各都道府県等のホームページで確認してください。
- 診断書発行にかかる手数料は、自己負担です（公費による払戻しはありません）。
- 「難病指定医」の医師名、医療機関の名称、所在地及び指定医番号が記載してあることを確認してから提出してください。
※臨床調査個人票の様式は、三重県HP（厚生労働省HPへリンク）からもダウンロードできます。

(3)世帯全員の住民票(続柄入り・発行から3か月以内のもの)

- 申請時における住民登録の内容及び**続柄**が記載されているもの(発行から3か月以内のもの)。
- 住民票上の世帯全員が記載されたものが必要となります。「世帯全員の住民票原本と相違ないことを証明する」等「世帯全員」と入ったものをご提出ください。
- (7)個人番号の確認書類として使用する場合を除き、**個人番号**の記載されていないものを提出してください。

(4)同意書

- 高額療養費の所得区分の確認を保険者へ行うために必要となります。

(5) 公的医療保険の被保険者証(保険証)のコピー

- ・マイナンバーカードによる保険証では手続きできませんので、必ず保険証のコピーをご提出ください。
- ・受給者の加入している医療保険の種別によって、書類を提出していただく対象者が異なります。下記の表(【参考】被保険者証・所得課税証明書等・個人番号を提出いただく対象者)で確認してください。

公的医療保険制度には、 次のような種類があります→	【国保】…国民健康保険(退職国保、国民健康保険組合含む) 【後期高齢】…後期高齢者医療制度 【被用者】…全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合等
------------------------------	---

(6) 令和4年度市町村民税所得課税証明書等

* 令和3年1月～12月分の所得金額及び課税額の記載されたもの

- ・所得課税証明書は、令和4年1月1日時点の住民登録地の市町村役場で入手できます。
源泉徴収票・所得税の確定申告書では受付できません。
- ・患者本人の加入している医療保険の種別によって、書類を提出していただく対象者が異なります。
- * 義務教育終了前(中学生以下)の児童等は、所得があることが明らかである場合を除き省略できます。
- * 生活保護受給者の方は所得課税証明書の代わりに(9)生活保護受給証明書等が必要です。
ただし、生活保護受給者のうち被用者保険に加入している方は、所得課税証明書等の提出も必要です。
- * 所得課税証明書は公的な証明により確認できるもの(「令和4年度給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書」または「令和4年度市町村民税の税額決定・納税通知書」)で代用することもできます。
- * 申請書に、所得課税証明書等の提出が必要な方全員の個人番号をご記載いただくことで、所得課税証明書等の添付を省略することができます。この場合、市町村に上記の対象者の税の情報を確認しますが、未申告等で課税状況が確認できない場合は、あらためて証明書等の提出をお願いすることになります。
なお、証明書等の提出がない場合は、**月額自己負担上限額の階層区分が上位所得となります。**
- 被用者保険の被保険者が非課税の方、国民健康保険組合の方は、各保険者へ区分照会を行うため所得課税証明書の添付は必須であり、代用及び省略はできません。
- * 所得課税証明書には税額や収入金額が記載されていることが必要です。
- * 令和3年中に収入がなかった方のうち、市町村民税の申告をしていない方は、市町村の税務担当窓口で収入がないことを申告していただいたうえで、収入金額が「0」と表示された所得課税証明書を提出してください(年末調整、確定申告を行った方は申告ありに該当します)。

【参考】被保険者証・所得課税証明書等・個人番号を提出していただく対象者

患者が加入する保険種別	書類を提出していただく対象者
国民健康保険 (退職国保含む)	同じ国民健康保険に加入している方全員分の、被保険者証、所得課税証明書等が必要です。患者本人が18歳未満で、国民健康保険に加入し、保護者が後期高齢者医療に加入している場合は、患者本人及び保護者の被保険者証、所得課税証明書等が必要です。所得課税証明書等は、個人番号の提出があれば省略できます。
国民健康保険組合 (医師、建設、土木など)	同じ国民健康保険組合に加入している方全員分の、被保険者証、所得課税証明書が必要です。所得課税証明書は省略できません。
後期高齢者医療制度	同じ住民票上で後期高齢に加入している方全員分の、被保険者証、所得課税証明書等が必要です。所得課税証明書等は、個人番号の提出があれば省略できます。
被用者保険 被保険者(本人)	患者本人の分の、被保険者証、所得課税証明書等の提出が必要です。所得課税証明書等は、個人番号の提出があれば省略できます。ただし、非課税の場合は、所得課税証明書の提出が必要であり、省略できません。
被用者保険 被保険者の被扶養者	被保険者証は、被保険者及び患者本人の分が必要です。 (患者本人の保険証で被保険者氏名が確認できる場合は、患者本人の分のみ) 所得課税証明書等は、被保険者の分が必要です。個人番号の提出があれば所得課税証明書等は省略できます。ただし、被保険者が非課税の場合は、患者本人と被保険者の分の所得課税証明書の提出が必要であり、省略できません。

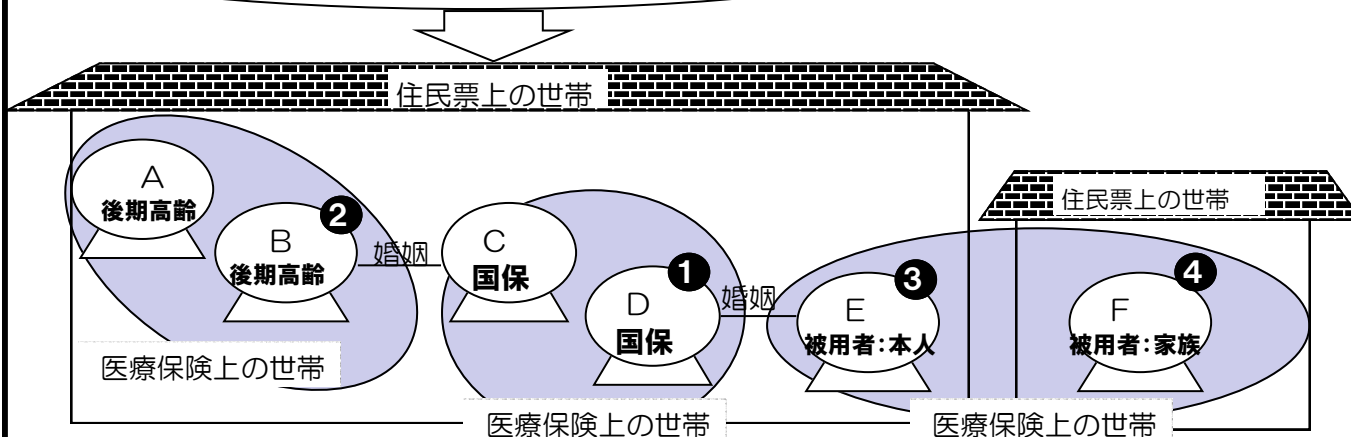
階層区分	階層区分の基準 （一般所得Ⅰ～上位所得の方は 市町村民税 所得割額）		患者自己負担割合：2割 （1割負担者を除く）		
			自己負担上限額 （外来＋入院＋薬代＋訪問看護費用）		
			一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税世帯	本人収入 80万円以下	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人収入 80万円超	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	課税以上～7.1万円未満		10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	7.1万円～25.1万円未満		20,000	10,000	
上位所得	25.1万円以上		30,000	20,000	
入院時の食費			全額自己負担		



月額自己負担限度額の算定に係る『世帯』の考え方

- ここでいう「世帯」の単位は『公的医療保険制度の単位』です。
同じ『公的医療保険』に加入している家族が同一『世帯』となります。（住民票上の同一世帯とは異なります。）
- 加入している医療保険が異なる場合には、税制上の扶養関係に関わりなく『別世帯』となります。

誰の分の保険証・税証明の書類が必要になるの？



- | | |
|-------|---|
| 国保 | ケース① 患者本人が「D」の場合【国保】 |
| | → 「D」と「C」の保険証及び所得課税証明書等
※Dの配偶者「E」は別の公的医療保険に加入しているため、配偶者Eとは『別世帯』となる。 |
| 後期高齢 | ケース② 患者本人が「B」の場合【後期高齢】 |
| | → 「B」と「A」の保険証及び所得課税証明書等
※Bの配偶者「C」は別の公的医療保険に加入しているため、配偶者Cとは『別世帯』となる。 |
| 被用者保険 | ケース③ 患者本人が「E」の場合【被用者：被保険者本人】 |
| | → 「E」の保険証及び所得課税証明書等 |
| | ケース④ 患者本人が「F」の場合【被用者：被扶養者】 |
| | → 「F」と「E」の保険証及び「E」の所得課税証明書等
※ただし被保険者である「E」の市町村民税が非課税である場合、「E」と「F」の所得課税証明書が必要 |
| | ＊いずれの場合も、税制での扶養・被扶養の関係は問いません。 |

(7)個人番号(マイナンバー)関係書類

*個人番号の提出が必要な方は1ページ表の「書類を提出いただく対象者：(5)被保険者証(保険証)」と同様です。

*個人番号の記載誤りや取得漏れなどで、後日、連絡し確認させていただく場合があります。

・患者本人以外の個人番号は、窓口で番号の確認を行いませんので、記載にあたってはお間違いのないようにご注意ください。

・DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報(所在の都道府県名又は市町村名)を秘匿することが可能です。希望される方は保健所へお申し出ください。

個人番号の収集、利用について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「マイナンバー法」という)により特定医療費(指定難病)の支給事務において個人番号の利用が定められ、申請書へ個人番号の記入が必要となりました。

マイナンバー法に定められた他の行政事務(生活保護事務や被災者台帳作成事務等)のため、市町村等から情報提供を求められたときに、県が回答することが義務付けられているため、個人番号の記載がない場合には、マイナンバー法第14条第2項の規定に基づき、地方公共団体情報システム機構を通じて個人番号の収集を行いますので、ご了承ください。

下記の表で必要な書類を確認のうえ、申請の手続きを行ってください。

個人番号(マイナンバー)の確認書類チェックリスト

申請者本人が手続きする場合 * 郵送の場合は①②のコピーを同封してください

①	患者本人の個人番号	□	・個人番号カード(顔写真付)	・個人番号の記載のある住民票		
	確認書類(いずれか1点)		・個人番号通知カード(記載事項に変更がない場合のみ)	・個人番号の記載のある住民票記載事項証明書		
※個人番号通知書は確認書類とはなりません。						
②	患者本人の 身元確認書類 (アからウの いずれか)	ア	□	・個人番号カード(顔写真付)		
		イ	□	・運転免許証	・パスポート	・精神障害者保健福祉手帳
		1点	□	・運転経歴証明書	・療育手帳	・身体障害者手帳
ウ	□	・特別永住者証明書	・在留カード	等		
ウ	□	・介護保険被保険者証	・年金手帳	・公的医療保険の被保険者証		
2点	□	・児童扶養手当証書	・納税証明書	・市町村民税課税(非課税)証明書		
		□	・印鑑登録証明書	・源泉徴収票	等	

申請者の代理人が手続きする場合 * 郵送の場合②は原本、①③はコピーを同封してください

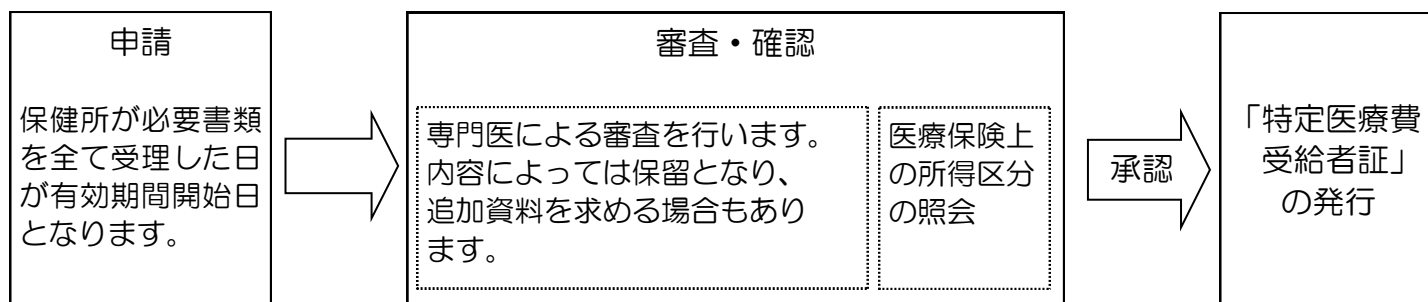
①	患者本人の個人番号	□	・個人番号カード(顔写真付)	・個人番号の記載のある住民票	
	確認書類(いずれか1点)		・個人番号通知カード(記載事項に変更がない場合のみ)	・個人番号の記載のある住民票記載事項証明書	
※個人番号通知書は確認書類とはなりません。					
②	代理権確認書類 (委任状等)いずれか1点	□	【任意代理人】(申請者の家族、ケアマネージャー等が来庁する場合)		
			・個人番号の提供に関する委任状		
③	代理人の 身元確認書類 (エ、オの いずれか)	□	【法定代理人】		
			申請者が未成年(18~19歳に限る)の場合の親権者、申請者の成年後見人		
エ	1点	□	・運転免許証	・パスポート	・精神障害者保健福祉手帳
顔写真付	□	・運転経歴証明書	・療育手帳	・身体障害者手帳	
		・特別永住者証明書	・在留カード	等	
オ	□	・介護保険被保険者証	・年金手帳	・公的医療保険の被保険者証	
2点	□	・児童扶養手当証書	・納税証明書	・市町村民税課税(非課税)証明書	
		□	・印鑑登録証明書	・源泉徴収票	等

【患者本人が18歳未満の場合】

申請者は保護者となります。したがって申請者である保護者が来庁する場合、委任状は不要です。

ただし、申請者と異なる保護者が来庁する場合(例:申請者が父で来庁者が母の場合)は委任状が必要です。

申請から認定まで



- (1) 申請日から結果が出るまでは **1～3か月程度** かかります。
- (2) 審査の結果、認定された場合は「特定医療費（指定難病）受給者証」を、不認定の場合は「不認定通知書」を交付します。
- (3) 認定された場合、申請から受給者証が発行されるまでの間に、指定医療機関においてかかった指定難病にかかる医療費については、受給者証が届いてから還付請求をすることができます。請求方法については、認定時にご案内します。
- (4) 受給者証の有効期間は、申請受理日が1月から6月までの場合は申請受理日から当該年の9月30日まで、7月から12月までの場合は申請受理日から翌年の9月30日までとなります。有効期間満了後も引き続き医療費の助成を希望する場合は、有効期間内に更新の手続きを行う必要があります。

医療費助成の対象となる範囲

医療費助成の対象は、指定医療機関が行う、指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病に関する医療となります（ただし、保険適用外の費用やサービスは対象となりません）。

- (1) 特定医療費の支給対象となる医療の内容
診察、薬剤の支給、医学的処置、手術及びその他の治療、居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (2) 特定医療費の支給対象となる介護の内容
（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、介護療養施設サービス、介護医療院サービス

指定医療機関及び指定医について

○指定医療機関について

- ・ 指定難病の治療にかかる医療費が助成の対象となるのは都道府県等が指定した指定医療機関（病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーション、介護医療院）での治療に限られます。
- ・ 指定の状況については、医療機関等所在地の都道府県等のホームページをご覧ください。
- ・ 指定外の医療機関等で受療した際の医療費については、還付請求の対象にもなりません。

○指定医について

- ・ 新規申請に必要な臨床調査個人票を記載することができるのは、都道府県等が指定した「**難病指定医**」に限られます。
- ・ 指定の状況については、都道府県等のホームページをご覧ください。

- 必要書類を揃えた上で、各窓口へお越しください。
- 書類に不備があった場合には、受付できません。

保健所 担当課	郵便番号	住所	電話番号 FAX番号	管轄市町
桑名保健所 地域保健課	511- 8567	桑名市中央町5-71 (県桑名庁舎)	0594-24-3620 0594-24-3692	桑名市・いなべ市・木曽岬町・ 東員町・菰野町・朝日町・川越町
四日市市保健所 保健予防課	510- 0085	四日市市諏訪町2-2 (四日市市総合会館)	059-352-0595 059-351-3304	四日市市
鈴鹿保健所 地域保健課	513- 0809	鈴鹿市西条5-117 (県鈴鹿庁舎)	059-382-8673 059-382-7958	鈴鹿市・亀山市
津保健所 地域保健課	514- 8567	津市桜橋3-446-34 (県津庁舎)	059-223-5094 059-223-5119	津市
松阪保健所 地域保健課	515- 0011	松阪市高町138 (県松阪庁舎)	0598-50-0532 0598-50-0621	松阪市・多気町・明和町・大台町
伊勢保健所 地域保健課	516- 8566	伊勢市勢田町628-2 (県伊勢庁舎)	0596-27-5148 0596-27-5253	伊勢市・鳥羽市・志摩市・玉城町・ 度会町・大紀町・南伊勢町
伊賀保健所 地域保健課	518- 8533	伊賀市四十九町2802 (県伊賀庁舎)	0595-24-8076 0595-24-8085	名張市・伊賀市
尾鷲保健所 健康増進課	519- 3695	尾鷲市坂場西町1-1 (県尾鷲庁舎)	0597-23-3454 0597-23-3449	尾鷲市・紀北町
熊野保健所 健康増進課	519- 4324	熊野市井戸町383	0597-89-6115 0597-85-3914	熊野市・御浜町・紀宝町



ご案内

在宅人工呼吸器使用患者等、災害発生時等に支援が必要な方は、市町村の避難行動要支援者名簿への登録をお願いします。詳しくはお住いの市町村へお問い合わせください。